

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 農 業 委 員 会

番号 3

許認可等の内容		農用地の一時貸付けに係る事業参加資格の認定
根拠法令及び条項		土地改良法 第3条第3項
審 査 基 準	関係条項	土地改良法第3条第1項、同法同条第2項
	基準 (未設定の場合は その理由)	裏面記載
	参考事項	
	設定等年月日	平成15年10月1日設定 (年 月 日最終変更)
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数7日(休日は含まない。) 形式審査1日、実質審査3日、現地調査1日、農業委員会総会等付議、(報告)、 決裁手続2日、計7日 ただし、次の日数は、処理日数に算入しない。 (ア) 茅ヶ崎市の休日をも定める条例(平成元年茅ヶ崎市条例第3号)第1条第1 号に規定する市の休日 (イ) 審査のために必要な書類、資料等を追加することになった場合に必要とする 日数
	設定等年月日	平成15年10月1日設定 (年 月 日最終変更)

(裏)

審査基準	基準	<ol style="list-style-type: none">1. 土地改良法第3条第3項の認定に当たっては、同法同条同項の要件に該当しているかについて審査する。2. 審査に当たっては、土地改良法施行規則（昭和24年農令第75号）第5条第1項各号の事項を審査の対象とする。3. 土地改良法第3条第3項に該当するかどうかの審査に当たっては、次の基準により審査する。<ol style="list-style-type: none">(1) 賃貸人又は貸主が、疾病又は土地改良法施行規則第5条の規定による事由によって、当該農用地につき自ら耕作又は養畜の業務を営むことが出来ないと認められること。<ol style="list-style-type: none">ア 土地改良法施行規則第5条第1項第1号 就学イ 土地改良法施行規則第5条第1項第2号 選挙による公務就任その他の事由で農業委員会が自ら耕作又は養畜の業務を営まないことをやむなくさせた事由と認めたもの。(2) 1の事由により一時その農用地を他人に貸し付け（農地法の許可等を得たもの）、その耕作又は養畜の業務の目的に供しているもの。
------	----	---